

兵庫県公報

平成28年7月5日 火曜日 第2812号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	5
市町村職員共済組合公告	
○ 平成27年度決算の要旨	5
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成28年度行政書士試験の実施	6
正 誤	
○ 平成28年3月31日付け兵庫県公報第4号外中	9

告 示

兵庫県告示第650号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付された。

平成28年7月5日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	茂和美波



兵庫県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市灘区六甲山町北六甲4512の1129、4512の1131、4512の1132
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北六甲4512の1129・4512の1131・4512の1132（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 7月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市山南町西谷字大谷1039から1042まで、1044、1046

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 7月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町徳尾字立會山2224の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第654号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社スマートスタイル
代表者氏名 丸 田 盛 久
事務所所在地 神戸市須磨区須磨浦通五丁目1番13号
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第11698号
免 許 年 月 日 平成26年 9 月12日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第655号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成28年 7 月20日（水）午後 3 時から午後 4 時まで

2 場所

加古川市加古川町寺家町天神木97—1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室

3 被聴聞者

氏 名 松 尾 智
登録番号 (兵庫)第45090号



兵庫県告示第656号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成28年 7 月22日（金）午後 2 時から午後 3 時まで

2 場所

姫路市北条1—98 兵庫県姫路総合庁舎 1階102会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 プロ・スタイル株式会社
代表者氏名 上 垣 正 樹
事務所所在地 姫路市駅前町229
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第451446号
免 許 年 月 日 平成27年 8 月19日



兵庫県告示第657号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社大木家
 代表者の氏名 大 木 伸 浩
 住所 愛知県豊橋市広小路一丁目43番地

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 O G I Y A神戸店
 所在地 神戸市垂水区多聞町字小束山866番1387

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 平成28年 7 月 5 日から同月19日まで

- 4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成28年 7 月 5 日から同月19日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 0001号	28. 6. 21	豊岡市高屋字八幡通956番5の一部	4. 10	17. 20

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市喜田一丁目7番13、7番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市喜田78番地
岸 本 春 美

3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月 1 日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -21号（27加東）



随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年 7 月 5 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

第24回参議院議員通常選挙の選挙公報印刷及び配送業務 5, 219, 200部

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成28年 6 月 8 日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5 番 7 号

5 随意契約に係る契約金額

63, 046, 892円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 5 号による。

市町村職員共済組合公告

平成27年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第 3 項の規定により、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年 7 月 5 日

兵庫県市町村職員共済組合

理事長 山 中 健

（単位：千円）

損益計算書の要旨

経 理 区 分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご	貯金	貸付
											共済会館		
負担金	12,028,097	19,149,420	15,221,381	897,094	32,057			396,862	427,571				
掛金（組合員保険料）	12,098,798	9,739,074	10,326,712	897,086					414,721				
施設収入及び商品売上										206,774	127,818		
利息及び配当金						122,505	110,893	1,197	3,226	387	280	1,394,735	
その他収入	1,444,382							125,183	675	841	2,445	135,951	173,040
他経理からの繰入金								3,771		74,574	14,318		
前年度支払準備金	1,800,031												
計	27,371,308	28,888,494	25,548,093	1,794,180	32,057	122,505	110,893	527,013	846,193	282,576	144,861	1,530,686	173,040
給付金	11,710,834												
役員員給与								180,703	15,510			20,026	13,174
旅費及び事務費								30,215	6,774	1,334	673	2,300	1,440
商品仕入										8,094	333		
飲食材料費										41,549	10,873		
委託費								26,991	731	92,573	72,703		
支払利息						122,505	110,893					1,315,864	100,279
連合会払込金	310,655												
前期高齢者納付金	5,285,525												
後期高齢者支援金	4,473,811												
病床転換支援金													
老人保健拠出金	132												
退職者給付拠出金	468,622												
他経理への繰入金	3,771								88,892				
その他支出	2,843,945	28,888,494	25,548,093	1,794,180	32,057			261,578	798,569	159,565	57,071	9,656	14,254
次年度支払準備金	1,770,396												
計	26,867,691	28,888,494	25,548,093	1,794,180	32,057	122,505	110,893	499,487	910,476	303,115	141,653	1,347,846	129,147
差引当期利益又は当期損失(△)	503,617	0	0	0	0	0	0	27,526	△ 64,283	△ 20,539	3,208	182,840	43,893

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご	貯金	貸付
											共済会館		
流動資産	3,858,091	7,836,205	3,517,285	242,933	4,360	258,936	246,723	1,707,023	3,436,870	993,945	473,437	6,807,293	605,658
固定資産						12,891,404	11,968,511	8,140	115,362	1,269,449	1,191,401	119,643,924	6,017,237
繰延資産													
資産合計	3,858,091	7,836,205	3,517,285	242,933	4,360	13,150,340	12,215,234	1,715,163	3,552,232	2,263,394	1,664,838	126,451,217	6,622,895
流動負債	123,761	7,836,205	3,517,285	242,933	4,360			20,620	61,668	27,201	13,888	113,755,644	178
固定負債	1,770,397					13,150,340	12,215,234	236,314	28,627			34,749	3,789,345
負債合計	1,894,158	7,836,205	3,517,285	242,933	4,360	13,150,340	12,215,234	256,934	90,295	27,201	13,888	113,790,393	3,789,523
資本剰余金									122,268	2,134,506	1,449,366		
積立金													
本利益剰余金	1,963,933							1,458,229	3,339,669	101,687	201,584	12,660,824	2,833,372
資本合計	1,963,933	0	0	0	0	0	0	1,458,229	3,461,937	2,236,193	1,650,950	12,660,824	2,833,372
負債・資本合計	3,858,091	7,836,205	3,517,285	242,933	4,360	13,150,340	12,215,234	1,715,163	3,552,232	2,263,394	1,664,838	126,451,217	6,622,895

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成28年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成28年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 5 日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

- (1) 試験日 平成28年11月13日（日）
- (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	武庫川女子大学 中央キャンパス	西宮市池開町 6—46
	姫路獨協大学	姫路市上大野 7—2—1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成28年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 2 日（金）まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成28年 9 月 2 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書一式

エ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）

オ 試験案内及び受験願書の配布場所、配布期間及び配布方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター （東京都千代田区一番町25番地 電話 (03) 3263-7700	ア 郵送配布 平成28年 8 月 1 日（月）から同月26日（金）まで。 郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、宛先（郵便番号・住所・氏名）明記の返信用封筒（角 2 号：A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きし、下記まで郵便で請求すること（平成28年 8 月26日（金）必着）。 ○名 称 一般財団法人行政書士試験研究センター ○住 所 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

	イ 窓口配布 平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
兵庫県庁（1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課）、各県民局・県民センター、兵庫県民総合相談センター 〔兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課〕 〔神戸市中央区下山手通5丁目10番1号〕 〔電話（078）362-3098〕	平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日にも配布する。） 〔兵庫県民総合相談センター〕 〔神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号〕 〔神戸クリスタルタワー6階〕
兵庫県行政書士会 〔神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号〕 〔神戸クリスタルタワー13階〕 〔電話（078）371-6361〕	平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

- ① 顔写真の画像データ（幅3：高さ4の割合のもの）を用意すること。
- ② 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。
なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従ってクレジットカード（申込者本人名義のものに限る）又は、コンビニエンスストアで払い込むこと。
- ② 利用できるクレジットカード
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ
- ④ 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
- ⑤ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

- ① 平成28年8月1日（月）午前9時から同年8月30日（火）午後5時まで
この出願システムは、平成28年8月30日（火）午後5時で終了する。
なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ② 最終日（平成28年8月30日（火））は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター
電話番号（03）3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望する者は、事前に申請の手続が必要となることから、受験申込みに先立って上記問合せ先まで必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(i) 発表日時

平成29年1月31日（火）午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、同センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○平成28年 3 月 31 日 付 け（兵庫県公報第 4 号外）

兵庫県規則第13号（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から16	「決定」を「裁決」	「決定の」を「裁決の」